

〔報告〕 日本における近世以前の修理・修復の歴史について

朽津 信明

1. はじめに

過去の歴史を理解することは、現在の我々を理解し、また将来を予測して予め備えることにも有効である。例えば地震予知など、将来起こる現象を事前に科学的に予測することは自然科学の一分野として認識されるが、そのためには過去に起きた地震の痕跡を解析するなどの方法も、科学的検証法として有効である。これは保存科学を考える場合にも当てはまることであり、保存科学の歴史を理解することは、保存科学の現在、そして未来を考える上でも重要となる。例えば我々がこれから文化財の修理・修復を行う際には、そのことによってその文化財がどのような姿になり、またそれが将来どのように評価されるかについても予測しておく必要がある。その場合には、類似した事例について過去に実際にどのような行為が行われ、その結果どのようなことが起きたか、さらにはそれに対してどのような評価が後世に下されているかを予め理解しておけば、我々がこれから行う修理・修復にとっても極めて有効な情報となるであろう。筆者はこのような観点から保存科学史学の必要性を提唱している¹⁾が、本稿では、特に日本における文化財修理・修復の歴史について通史として概観することを試みる。歴史の全体像を俯瞰することは、その後さらに個々の具体的事例について細かく検証する際の、道標となり得ることだろう。

もちろん、文化財の修理や修復という言葉は、厳密に言えば文化財という概念が確立されて以降にしか存在し得ない概念であって、昭和25（1950）年の文化財保護法成立以後でしかその歴史は考えられないことになってしまう。そしてこうした部分については既に『文化財保存修復学会誌』でも特集号が組まれており²⁾、様々な文化財の修理・修復に関する歴史的事例が取り上げられている。また、現在の概念で言えば文化財修理に相当するだろう、それ以前に行われた建造物の修理事例などについても、明治以降についてはある程度まとめられて報告されている³⁾。しかしながら、近世以前にも、文化財という概念こそ明確には意識されていないものの、今日の文化財修理・修復に対比可能と思われる事例は少なからず指摘可能である¹⁾。にもかかわらず、それらの実態については、建造物や美術工芸品などの個々の文化財について修理が行われる際に、過去の修理履歴がまとめられて理解される程度に留まり、巨視的な観点から近世以前の日本における文化財修理・修復の歴史が概観された研究は一部⁴⁾を除いて殆どない。

本稿では、近世以前の日本において修理や修復という概念がどのように捉えられ、そして実行されてきたかについて、主として歴史的な観点から検討を試みる。そのような過去の事例を理解することは、今後の文化財修理・修復方針を検討する際にも、有効な情報を与えてくれるだろうと期待される。

2. 本稿における用語の規定

まず、本稿で使用する、「修理」および「修復」という用語について規定する。現在の文化財保護法では、その第四十三条の二第一項に「修理の届出等」という項目があり、法律用語としては「修理」の言葉のみが用いられ、「修復」の用語は見当たらない。これは、明治30（1897）

年の古社寺保存法第一条に、「修理」という語が用いられて以降、代々踏襲されてきているものと考えられる⁹⁾。それに対して、東京国立文化財研究所(現、東京文化財研究所)に昭和48(1973)年に修復技術部が設置され、平成7(1995)年には文化財保存修復学会が設立されているように、学術用語としては「修復」という言葉も頻繁に用いられ、大学教育の場での講座名などにも「修復」の言葉を目にすることが少なくない。

試みに大辞泉⁹⁾を見ると、「修理」についてはいくつかの意味が掲載されているが、その中で「文化財修理」と表現される場合には、「壊れたり傷んだりした部分に手を加えて、再び使用できるようにすること。」の項目が該当すると思われる。これに対して「修復」に関しては、同様に「建造物などの、傷んだ箇所を直して、もとのようにすること。」という項目が該当すると判断される。この説明であれば、いずれも傷んだ箇所に手を加えるニュアンスは共通するが、その行為による最終的な目標到達地点には若干の違いがあるように読み取れる。すなわち、前者では「再び使用できる」ということが最終目標となっているのに対して、後者では「もとのようにする」となっている。この両者は一見すると類似した概念に感じられ、また現実の一つの行為が「修理」でありかつ「修復」でもある場合が多いかとは予想されるが、どうやら厳密に言えば両者の持つ意味には微妙な違いがありそうである。

まず「修理」について見ると、最終到達目標は「使用できる」ことであって、たとえ「元の状態」に戻ってなくても、とりあえず「使用」に耐えられれば、一応の目的は達成されたと読み取ることができる。一方、「修復」について見ると、最終到達目標には「元の姿」という概念が強く感じられ、これには機能よりも状態の回復というニュアンスが読み取れる。これを端的に言えば、損なわれた機能を回復する行為が「修理」に相当し、損なわれた状態を回復する行為が「修復」に相当すると考えられる。

ただし、何をもち「元の機能」、そして何をもち「元の状態」と認識するかについては多分に主観が入る余地があり、一つの行為が、ある人にとっては「修理」ではなく「修復」と捉えられ、別の人にとっては「修復」ではなく「修理」だと捉えられることも十分考えられる。例えば、仏像の腕が欠損してしまったので、新たに腕を補う場合を考えてみよう。そのままでは仏像としての機能が果たせないと考え、機能回復の観点から腕を補うのであれば、その行為は仏像の「修理」と捉えられることになる。一方で、腕が存在するのがその仏像の「元の姿」だと考え、本来の状態を取り戻すために腕を補うのであれば、それは仏像の「修復」と捉えられることになる。もちろん、多くの場合にはその腕を補う行為は「修理」でありかつ「修復」でもあると捉えられるだろうが、もしも「たとえ腕を新たに補ったところで、その仏像本来の腕とは異なる物体が付け加えられたに過ぎないのだから、元の姿ではない」と捉える人がいれば、その人にとっては「修理」と認識されても「修復」とは認識され得ないことになる。逆に、もしも「腕を新たに付け加える行為では、外観だけは回復できても、仏像の霊験までは取り戻せない」と捉える人がいれば、その人にとっては同じ行為が「修復」と認識されても「修理」とは認識され得ない。さらには、それを「修理」と「修復」の、どちらでもない行為だと捉える人がいるかも知れないということについても、恐らくはすぐに実感できるだろう。

先述のように、法律用語では「修理」、学術用語としては「修復」の言葉がどちらかと言えば用いられる傾向が見られるが、それにはもしかしたら上記ニュアンスの違いが影響を与えている可能性がある。行政は安易に「元の姿」を言及できる立場にはなく、法律的には「機能の回復」を規定する必要性が優先されるが、学問的には「元の姿」を特定してそれを回復することが課題として捉えられやすいことが反映されているのかもしれない。本稿で筆者が用いる用語としては、「修理」と「修復」のそれぞれについて、上記に基づいて使い分けを試みるが、歴史

的に用いられてきた用語については、原文の用語をそのまま引用することとして、それが上記の定義に照らして妥当かどうかには立ち入らずに議論を進める。

3. 修理の起源

それでは、「修理」や「修復」という行為が行われるようになったのは、いつ頃からののだろうか。この点について考えてみると、ある意味でそれは人類の歴史とほぼ同じくらい遡ることができると思われる。人類は道具を使う生き物であり、その道具が一部損傷すれば、必然的にそれを修理して使おうという発想はごく自然に出てくるだろうと予想され、その開始は人類による道具の使用開始からそれ程間をおかない時期だっただろうと想像される。現生のチンパンジーなど、一部の霊長類では道具を使用する動物も知られており、その道具が一部損傷した場合に修理が試みられる事例があるのかどうかはわからないが、人類に関しては、一部損傷した道具の修理痕跡は、相当古い段階から確認されている。

例えば石器では、リダクションという行為が知られている⁷⁾。これは、既に加工されていた石器の一部分にさらに加工を施すことで、当初とは異なる形状の石器を作成する行為だが、これには刃部再生といって、我々が切れなくなってきた包丁を研ぐのと類似した概念で、従来の石器では十分ではなくなった機能の回復が図られた行為である場合があったのではないかと想定されている。それが当初とは全く異なる用途への再利用であれば「修理」とは異なる概念となるが、もしも損なわれた機能そのものを回復するためになされた行為であれば、前章で述べた「修理」の概念に該当する可能性が出てくる。また、破損した土器の割れ目の両側に、左右対称に穴があげられている事例（補修孔と呼ばれる）が見られる場合があり⁸⁾、これなどは、割れてしまった土器の補修が図られた痕跡である可能性が指摘されている。そうだとすると、やはり機能回復が目的の「修理」である可能性が考えられる。

ただし、石器のリダクションの場合には、少なくともその石器の外観としての「元の姿」に戻せているとは思われず、「修復」の概念に該当する行為とは考えにくい。また土器の「修理」にしても、それはあくまでも日常的な機能回復の必要性からの修理であり、今日で言えば例えばパソコン修理や時計の修理といった概念に近く、日常生活からは原則的に切り離された状況で行われる文化財修理との間には、若干の概念的差異が感じられる。もちろん、今日の文化財修理でも、例えば寺院本堂が文化財指定を受けているような場合には、その修理によって寺院関係者の日常にも多大な影響が与えられることにはなるだろうが、それでも一次的に日常生活で利用される、寺院関係者個人が所有するパソコンや時計などの道具類の修理との間には、何らかの境界線がありそうである。強いて言えば、修理によって回復されるべきその寺院本堂の機能に関して、説法などの寺院関係者の日常的利用目的よりも、その文化財としての価値の方に重きが置かれる場合に、それが文化財修理だと認識されることになるのだろう。なので、例えばある祭礼に用いられる山車が一部損傷した場合に、その機能を回復する「修理」という行為を考えた場合に、たとえその祭礼自体が重要無形民俗文化財に指定されていたとしても、山車自体が有形文化財と捉えられていない限りは、恐らくそれは「文化財修理」とは認識されず、日常的な道具の修理と同等にみなされる可能性が高いと予想される。このような観点からすると、石器や土器の修理はあくまでも、日常用途における道具の修理と認識され、今日の文化財修理に連なるその萌芽的事例と見るのは困難に感じられる。

それならば、例えば土偶や銅鐸の修理はどうだろうか。土偶には、アスファルトなどによって一部が接着された状態で出土するものがあり⁹⁾、これには破損した部分が人為的に修理された痕跡と捉えられている場合がある。また、銅鐸には鑄掛け（部分的に後から金属を流し込ん

で接合を図ること)による修理痕が認められるものも少なくない¹⁰⁾。これらの用途はまだ厳密に解明されているとは言えないものの、少なくとも通常の煮炊きを目的とした土器や、利器としての金属器のような日常の利用が意図されたものとは区別されて考えられるべきだろう。むしろ、それを今日的な文化財の概念と同一視することはできないが、もしも土偶や銅鐸の正確な用途が明らかにされ、それが日常生活への道具としての利用からは何らかの根拠で区別されるのであれば、文化財修理の概念にも対比可能な「修理」の日本列島における萌芽的事例として位置づけられることになるかもしれない。

なお、海外における先駆的事例としては、古代エジプトでのスフィンクスの修復がある。エジプト新王国のトトメス4世が、紀元前1400年頃に、砂に埋もれていたスフィンクスを発掘し、落ちていた石を元に戻すなどしたことが書かれている碑文が残されているのである¹¹⁾。それによれば、最終的にはスフィンクスを保護するための土壁を周りに造ったことまでも書かれており、近年の発掘でその時のものと見られる土壁が発見されている¹²⁾。このトトメス4世の行為の動機は、「ファラオになるため」であることが明確に書かれており、今日的な意味での文化財保護の意識が彼にあったとは考えにくいものの、スフィンクスは少なくともトトメス4世にとっての日常利用の道具でなかったことは明らかで、やはり落ちていた石を戻したのはスフィンクスを「元の姿」に戻そうとした行為、すなわち文化財修復の萌芽的事例とみなすことが可能と考えられる。

4. 文書に見られる「修理・修復」の用語

次に、用語としての「修理」・「修復」の起源について検討する。当然のことながら「修理」も「修復」も漢語に起源を持ち、いずれも中国の古い文献で見つけることができる。例えば、『漢書』の魏相丙吉傳第四十四には、「眾職修理」という一説が見られる。この場合の「修理」の語は、本稿で検討している意味とは若干異なる可能性も想定される¹³⁾が、漢語としてはかなり古くからこの言葉が存在していたことが確認される。また「修復」にしても、『後漢書』の光武帝紀の中に「詔修復西京園陵」という一説がある。この場合には、現代の我々が用いるのと同じような意味で、「修復」の語が既に用いられている¹⁴⁾かと考えられる。

日本でこれらの語が用いられた古い事例を見ていくと、まず「修理」については『古事記』の中で既に目にすることができる。イザナキ・イザナミの国生みの文脈では、日本列島が「修理固成」されるという表現が出てくる。この部分の意味についてははっきりとは理解できず、2章で定義した「修理」の意味とは異なる可能性も考えられる¹⁵⁾が、やはり言葉としては日本にも非常に古くから伝わっていたことは窺われる。また『日本書紀』でも、欽明紀の中に「修理防護」の語が見られ、やはり古くから日本でこの言葉が用いられていたことが確認される¹⁶⁾。さらに、天武紀では「修理天社地社神宮」の一説があり、これは恐らくは現代の神社社殿の修理に近い概念でこの語が用いられているのではないかと推察される。

その後も「修理」という語はごく普通に文献で目にすることができ、やがて職業として修理を請け負う人間が確認されるようになる。古い例では、『続日本紀』の称徳紀の中で、采女朝臣浄庭という人物が天平神護元(765)年に「修理水城専知官」に任命されたことが確認される¹⁷⁾。この「修理水城専知官」とは、恐らくは九州の水城を「修理」する責任者と見られ、この場合の「修理」という言葉はどちらかと言えば日常的な保守管理に近いのではないかと推定されるが、役職として修理を担当する人物名が確認される、かなり古い記述と思われる。

その後、修理を担当する役職としては、修理職(しゅりしき)という令外官が設けられるに至ったことも確認される¹⁸⁾。これは、もともと内裏の修理・造営などを掌る役職で、やはり日常

的な保守管理に近い概念と思われるものだが、弘仁九(818)年に設けられ、その後廃止や復活を経て後には形骸化しながらも、肩書としては近世頃までは続いたことがわかっている。例えば豊臣秀吉に仕えたことでよく知られる蜂須賀正勝(小六)は一時期「修理大夫(修理職のトップ)」を自称しており、また織田信長に仕えていた柴田勝家のことを「柴田修理亮(修理職のNo.2)」と表記した文書が多く残されている。

一方、「修復」の語も、比較的古くから日本でも確認され、古いところでは正倉院文書の中に、齊衡三(856)年の出来事として、「雑財物帳巻就大破、難加修復」という記述が見られる¹⁹⁾。これは正倉院における曝涼時の記録であり、これを「雑財物帳が大破してしまって修復は困難」という意味と解釈すれば、現代の我々が用いる「修復」という言葉の概念と、かなり近い意味で用いられていると考えられる。そして正倉院における曝涼時には、遅くとも9世紀の段階から宝物の「修復」が試みられていたことも確認されることになる。

また、「修復」の「ふく」の音を表す漢字には、「復」以外に「覆」や「複」の字も用いられる場合があったようで、「修覆」や「修複」という表記もいずれも平安時代の文書に遡って認められる。それぞれの文脈を確認しても、相互に特別なニュアンスの違いは認識されず、歴史的にそれぞれの表記で明確な概念の違いがあったとは考えにくい。

この他、「修理」や「修復」という言葉が、歴史的にどの程度一般的に用いられていたかを理解するためには、各時代に編集された辞書を参照することが有効である。例えば平安時代末頃に編集された日本最古のいろは引きの辞書とされる『色葉字類抄』を見ると、「修理」や「修造」という言葉は掲載されているが、「修復」の語を見つけることはできない²⁰⁾。これに対して『色葉字類抄』を増補して鎌倉時代初期頃に成立したとされる『伊呂波字類抄』では、「修理」「修造」の次に「修復」という項目が存在する²¹⁾。その収録語の違いが生じた詳しい経緯についてはわからないが、後の段階で初めて「修復」の語が増補されている事実は、それぞれの語がどの程度一般に用いられていたかを考える上で特筆される。その後、慶長二(1597)年に刊行された『易林本節用集』では、「修理」「修造」とともに存在する項目は「修覆」の表記になっている²²⁾。

なお、「修復」に関しては、上記「修理職」の場合とは異なり、「修復」という語を含んだ公的な役職名は、少なくとも律令の中には確認されない。

5. 修理・修復の概念に関わる歴史的文献

前章までで、修理・修復という語が日本でもかなり古い段階から使われていたことが確認されたが、それが当時の人々にとってどのような概念で捉えられていたかについて、過去の文献に残されている法令や説話などの記録から考えてみる。

まず、法令で確認される内容としては、天平宝字元(757)年に成立したと考えられている『養老律令』の中に見られる、営繕令の記述が参考となる²³⁾。営繕令とは、建物・橋梁・堤防、その他の物品の造営・製作・修繕等に関する規定であり、それぞれについて具体的な規則が書かれている。例えばその8条で、兵器庫に備蓄した器仗に関する文章を見ると、「錆びたり綻んだり切れたりすることがあれば、3年に1度修理すること。」「もし給出によって破壊したならば、いずれも事情に応じて検討して修理すること。」などの趣旨の内容が見られる。これは明らかに日常利用のための道具の修理に近く、3章で見たように文化財修理の概念からは切り離されて考えられるべきだが、当時の人々が「修理」という言葉をどのような概念で捉えていたかが窺える法令である。ちなみに正確な内容は明らかではないものの、営繕令はその一段階前の大宝律令にも含まれていたことは確実で、事実上の日本初の成文法典の段階から、「修理」の概念が

そこに含まれていたことになる。2章において、「修理」という言葉は法律用語として、最新の文化財保護法でも踏襲されていることを述べたが、その起源は飛鳥時代まで遡れるということになるのか。

一方、修復の理念にまつわる説話を、鎌倉時代の文献の中に見出すことができる。例えば建長六(1254)年に橘成季によって編纂された『古今著聞集』の中には、290段に「大納言大別當清水寺の額を修覆の事」という文章がある²⁴⁾。これは要約すれば、清水寺の門の額に書かれた文字が年月を経て褪せていたのを、「修覆」すべきなのかどうかと問うている内容である。

この中で、まず、主人公である大納言大別當は、「文字のみな消えうせぬとき、われ修覆せん」として自らが修復を実行することを申し出る。ここでは、「元の状態」がわからなくなってしまう前に、それが確認できるうちに元の状態に戻すことが意図されており、まさに2章で述べた「修復」の概念に該当すると思われる。これに対し、「古老の寺僧等」はその申し出を一旦は非難する。しかし大納言大別當はそれに対して、「いかなる聖跡重寶なりとも、あとかたなく消えせんには、なにの盆かあらん」として「字が読めなくなってしまうとは価値がない」と反論している。そして、「わたくしの點をもくはへばこそ憚りもあらめ」として「自らが筆を加えることについては差し障りがある」という修復に関する理念を示しながらも、「もとの文字の上をとめて、あざやかになさんはなにの難かあらん」と、「薄くなっているものを元のように濃くすることには問題ない」という見解を表明している。さらに、「ふるき佛にも、はくをばをすぞかし」と主張し、「古い仏像に新たに金箔を貼る」という行為が当時普通に行われていたことを指摘している。

ここに見られるのは、あくまでも一個人の見解に過ぎず、実際に古老の寺僧等が反対しているように、必ずしも当時の人々の修復に対する一般的な考え方を反映しているとは思われないが、当時の修復という行為に関する理念の一端が窺える説話である。ちなみに説話では、その後大納言大別當の手によってその主張どおりに額の字は修復される。しかしながら、僅かの期間のうちに付け加えた部分は消えうせ、文字は修復前の状態に戻ってしまう。さらに、修復を行った大納言大別當自身も、天寿を全うせずすぐに夭折してしまう。ここに書かれている内容の、どこまでが史実なのかは判断がつかないが、たとえもとの字の通りになぞって濃くしただけの修復であっても、昔の文字に勝手に手を加えることが、この説話の著者にとっては何らかのマイナスのイメージで捉えられていたであろうことが窺える。

また、無住道暁によって弘安六(1283)年に編纂された『沙石集』にも、示唆的な説話が見られる²⁵⁾。「(六)地蔵菩薩種々利益の事」の中の、「佛像ヲ破リテ、修補スル事」という始まりの一説である。これは仏像修復に関する著者の考えが述べられている文脈と見られるが、その中で「笠置の彌勒ハ、色ドリ奉テ後、靈驗ナシト云ヘリ」とあり、伝聞として「笠置山の彌勒像に色を付けたら靈驗がなくなってしまった」という話が語られている。その直後に「古キ佛像ハ、只其儘ニテ崇ル、一ノ様也」とあり、個人的な見解とは言え、元の姿に戻すことには否定的なニュアンスが窺える。

他に、「修理」と「修復」の両方の語が一つの文書内で併用されている事例として、文明十九(1487)年に成立したとされる、『星光寺縁起絵巻』(伝：土佐光信筆)が挙げられる²⁶⁾。その上巻冒頭で、本尊の地蔵の由来について述べられている場面を見ると、由緒不明の古像について「彼像を修復よろしく」とあり、ここでは「複」の字が用いられているとは言え「修復」の概念が表現されている箇所と解釈される。これに対して、第六段の大風で住まいが被害を受けてしまった尼について描かれている説話では、「家をふきゆ、しきに修理なとして」とあり、屋根を葺くなどの家屋修理のことが「修理」と表現されている。2章で見た定義に照らしても、や

がて星光寺の本尊となる古像については、「元の姿」に戻すことが意図されていた可能性があり、大風で被害の出た尼の家屋では、住まいとしての「元の機能の回復」が意図されていた可能性がある。現実には著者によってそこまで厳密な用語の使い分けが意図されていたかどうかはわからないものの、このように同じ文書の中で二つの用語が混在する事例は注目される。

以上は、あくまでもそれぞれの著者個人の感覚を読み取っているに過ぎず、それが各時代の一般的感覚かどうかはわからないが、中世でも、現代の我々とそれ程大きくは変わらないセンスで「修理」「修復」の概念を捉えていた人々がいたことがわかる。

6. 古代・中世に修理・修復がなされた文化財の現存事例

前章までに見てきたように、明治になって近代国家としての日本が成立して文化財保護に関わる法制度が整備される以前から、今で言えば文化財の修理・修復に当たるようなことがしばしば行われてきたことが確認された。むしろ逆に、現存する文化財は多かれ少なかれ、過去に修理・修復がなされてきたからこそ、今日まで伝えられてきたと解釈することも可能だろう。特に近世においてはそれが顕著であり、「修理」や「修復（覆）」という語を含んだ文書は相当な数にのぼり、それをここで網羅するのは極めて困難なこととなる。そこで、ここでは古代・中世までの間に修理・修復がなされたことが文献から確認されるもので、文化財として現存する事例について特に見ていくことにする。

まず、仏像修理については、奈良東大寺の廬舎那仏（大仏）についての修理履歴が豊富に記録されている。例えば東大寺の僧・實忠は、弘仁六（815）年に「東大寺修理別當傳燈大法師」の役職を与えられ、光背の修理に関係したことが確認される²⁷⁾。また、よく知られている齊衡二（855）年に起きた大仏の頭の落下に際しては、「修理東大寺大佛司」として高岳親王が任命されており、頭を元に戻す行為は、当時の言葉で「修理」と認識されていたことが窺われる。その後も、奈良の大仏に関しては、「修理」の言葉が数多く残されている。

この他で、運慶らの手による、建久八（1197）年からの教王護国寺での仏像修理は、比較的良く知られている。これは、教王護国寺講堂の、いわゆる「立体曼荼羅」と呼ばれる諸像を修理した記録が文書に残されているもので、教王護国寺文書には「御佛修理」という言葉が見受けられる²⁸⁾。東大寺大仏の例も含め、これらの修理の動機は多分に宗教的であり、現代の文化財修理の考え方と同列に扱うことはできないが、3章で見たような日常利用の道具修理のイメージからは切り離されるのではないかと考えられる。

次に、修復という言葉が用いられている現存文化財として、国宝『後宇多法皇宸翰高雄曼荼羅御修覆記』が知られている。これは、延慶二（1309）年正月に、神護寺にあった「高雄曼荼羅」の修復を完了した際、後宇多法皇が自らその経緯を書き記したものである²⁹⁾。この中では、後宇多法皇は自らの行為のことを、いずれの箇所でも「修復」という言葉で表現している。これも後宇多法皇にとっての日常利用の道具とは考えにくく、やはり現代の文化財修復につながる萌芽的事例と捉えられるだろう。

一方、建造物については、特に日本のように木造建造物が多い国では、日常的な保守管理と、文化財修理としての例えば半解体・全解体修理などとを厳密に区別するのは、歴史的事例では一般に困難に感じられる。例えば『法隆寺政所并法頭略記』の中には「金堂修補」の言葉が見られ、これは長徳元（995）年～長保五（1003）年の間に法隆寺金堂が修理されたことを意味するとされ³⁰⁾、現存する建造物に関連して残る修理記録としてはかなり古い事例と考えられる。これ以外にも、修理履歴が文書で確認される歴史的建造物は数多く指摘可能だが、これらを5章で見た家屋修理のような日常利用のための保守管理と見なすか、あるいは文化財建造物修理の

萌芽と見るかの区別は難しい。そうした中で、中尊寺に伝わる正応元（1288）年の棟札は、金色堂の保護を目的とした覆屋構築に関係したものと考えられており、建造物保護の観点から特に注目される³¹⁾。この棟札には、「正応元年大歳戊子初冬日奉修覆當堂」とあり、そこに「修覆」という言葉が明確に認められる。この場合に「修覆」された建物は、金色堂そのものではなく、その保護を目的としてそれ以前に外側に設けられていた覆屋建築の方ではないかとの意見もあり³¹⁾、詳細はわからないが、いずれにしろ現存する歴史的建造物に関連して、比較的古い段階で「修覆」という言葉が使われていたことが確認される事例として指摘することができる。

なお、平成23（2011）年6月28日～8月28日の間、九州国立博物館で開催されていた特別展『よみがえる国宝一守り伝える日本の美一』では、保存修理が繰り返されて今日まで伝えられてきた文化財を、一堂に会して紹介する試みが行われた³²⁾。特にそのII章では『『修理』つくろう・なおす 技とこころ』として、例えば正和二（1313）年から天和三（1683）年までに8回の修理銘（実際の銘で見られる用語は7回が「修覆」、1回が「修復」）が確認される『六道絵』など、過去に修理が繰り返し行われてきたことが確認される文化財が紹介されている。

7. おわりに

過去に行われた文化財修理・修復の具体的な内容や、その背景にある理念を正確に理解しておけば、現代の我々は、さらにその行為によってその後に起きた結果までを歴史として知ることができることになる。これは、現代の我々が同じような文化財修理・修復を今後行っていく場合に、将来に起きる出来事を長期的に予見することにも繋がり、結果をある程度予測しながら、直面する修理・修復の方針を検討していくことに大きく寄与することになるだろう。今回は、歴史の全体像を俯瞰することに重点を置いたため、個々の修理・修復事例についてはその結果の評価にまで立ち入った議論は構築できていないが、今後は本稿を一つの道標として、そのような過去の修理・修復行為が後にどのような結果を生み、後世にどのように評価されているかまでさらに立ち入って検証していけば、これからの修理・修復の際により有効に貢献できる情報を提供できることが期待される。このような観点からのさらなる研究が望まれる。

謝辞

本稿を構成するに当たり、以下の方々から有益な情報をご教示いただいた。記して感謝します。（情報が本文内で使用されている順）東京文化財研究所の安倍雅史氏、国立国会図書館の江草宣友氏、文化庁の奥健夫氏、東京文化財研究所の津田徹英氏、国宝修理装演師連盟の竹上幸宏、九州国立博物館の本田光子氏。

参考文献

- 1) 朽津信明：日本における覆屋の歴史について，保存科学，50，43-57（2010）
- 2) 文化財保存修復学会誌，50（2006）文化財保存修復学会
- 3) 村上訓一：文化財建造物の保存と修理の歩み，日本の美術，525（2010）
- 4) 国宝修理装演師連盟：『装演史』（2011）
- 5) 鬼原俊枝：日本における絵画修理の理念，東京文化財研究所『日本絵画の修復—先端と伝統一第33回文化財の保存修復に関する国際研究集会』，11-31，（2011）
- 6) 松村明（監修）：大辞泉，小学館（1995）
- 7) 長崎潤一：後期旧石器時代前半期の石斧—形態変化論を視点として—，先史考古学研究，3，

- 1-33 (1990)
- 8) 鳥浜貝塚研究グループ：鳥浜貝塚 3 1981年度・1982年度調査・研究成果，福井県教育委員会 (1983)
 - 9) 青森県八戸市教育委員会：風張 (1) 遺跡 2，八戸市埋蔵文化財調査報告書第42集 (1990)
 - 10) 魚島純一：銅鐸の自然科学的研究—徳島市出土安都真銅鐸に見られる鑄掛けについて—，文化財学論集，文化財学論集刊行会 (1994)
 - 11) Hawass, Zahi : Wonders of the Pyramids: The Sound and Light of Giza, American University in Cairo Press (2010)
 - 12) 産経新聞2010年11月13日付
 - 13) 中国古典文学大系編集部：中国古典文学大系13 漢書・後漢書・三国志列伝選，平凡社 (1975)
 - 14) 范曄撰・劉昭補・李賢注：二十四史 後漢書一百二十卷，五洲同文局 (1903)
 - 15) 福永武彦 (編)：現代語訳 古事記，河出文庫 (2003)
 - 16) 日本書紀 上下，岩波書店 (1967)
 - 17) 佐伯有義 (編)：六国史04 続日本紀 下，朝日新聞社 (1929)
 - 18) 桜井英治：三つの修理職 非官司請負体系と天皇支配，遙かなる中世，8，15-28 (1987)
 - 19) 『雑財物実録 (齊衛三年六月廿五日曝涼使解) 完』雑集 (北倉165) 正倉院文書
 - 20) 色葉字類抄 前田本 上9冊下9冊附解説，育徳財団 (1926)
 - 21) 伊呂波字類抄04，日本古典全集 字典02，現代思潮社 (1978)
 - 22) 日本古典全集 節用集，現代思潮社 (1977)
 - 23) 古瀬奈津子：日唐宮繕令營造関係条文の検討，『日本文化研究の国際的情報伝達スキルの育成』平成21年度活動報告書・海外教育事業編 (お茶の水女子大学大学院教育改革支援プログラム) (2010)
 - 24) 古今著聞集，日本古典文学大系0084，岩波書店 (1966)
 - 25) 沙石集，日本古典文学大系0085，岩波書店 (1966)
 - 26) 梅津次郎 (編)：新修日本絵巻物全集29 地藏菩薩靈驗記絵・矢田地蔵縁起絵・星光寺縁起絵巻，角川書店 (1980)
 - 27) 高崎富士彦／中野玄三／濱田隆／柳澤孝：日本の仏画01-07 国宝高雄曼荼羅図神護寺，学習研究社 (1976)
 - 28) 勅賜東寺一千百年記念法会臨時事務局編：東寺略史 (1922)
 - 29) 田中嗣人：日本古代仏師の研究，吉川弘文館 (1983)
 - 30) 法隆寺国宝保存工事事務所：法隆寺国宝保存工事報告書第14冊 国宝法隆寺金堂，法隆寺国宝保存委員会 (1956)
 - 31) 国宝中尊寺金色堂保存修理委員会：国宝中尊寺金色堂保存修理工事報告書 (1968)
 - 32) 九州国立博物館：よみがえる国宝一守り伝える日本の美— (2011)

キーワード：リダクション (reduction)；補修孔 (repair hole)；修理職 (repair job)；宮繕令 (building and repair regal codes)；古今著聞集 (Kokonchomonju)

History of *Shuri* and *Shufuku* before Modern Age in Japan

Nobuaki KUCHITSU

History of *shuri* (repair) and *shufuku* (restoration) in Japan is reviewed in this paper. The word *shuri* is now used for recovery of a function, while *shufuku* is used for recovery of a state. The concept of *shuri* may be regarded almost as old as the use of tools by human beings. The word *shuri* can be found in *Kojiki*, the oldest history book in Japan. The word *shufuku* was already used with the meaning “recovery of a state” at the latest by the 9th century. From the study of old collections of ancient tales, the existence of past people whose theory of *shufuku* was similar to that of present people can be confirmed. Even in the middle age (13th century), those people respected authenticity. There are not a few existing cultural properties which have documents showing that they were restored in the past. If such past *shuri* and *shufuku* are studied, not only the past concept and methods but also the results can be understood. Such a study will help in predicting what will happen after examining similar *shuri* and *shufuku* in the future.